

建設業における安全衛生対策の推進について ～熱中症予防と個人事業者等への対策～

令和8年7月24日(金)

奈良労働基準監督署 安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 建設現場の熱中症対策の強化
（令和 7 年 6 月 1 日施行）
- 2 個人事業者等に対する安全衛生対策
（令和 8 年 4 月 1 日施行）
- 3 配布・関連資料

1 建設現場の熱中症対策の強化（令和7年6月1日施行）

【強化の背景】熱中症死亡災害の97%で初期症状の放置、対応の遅れあり

労働安全衛生法令に、作業内容（物の製造等）に伴い高温となる状態や著しく暑熱な場所（脚注1）、多量の発汗を伴う作業場、屋内作業場についての規定はあったが、熱中症発症のリスクのある暑熱な気温、気候においての措置義務を課した法令はなかった。

改正直前の令和4、5年の熱中症による死亡者数は全国で連続30人レベルであり、平成30年から熱中症による休業者数の減少傾向もみられない。

熱中症死亡災害の97%で初期症状の放置、対応の遅れがあったことが判明したため、現場において重篤化させない、死亡に至らせないための適切な対策の実施が法令で義務付けられた（6か月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）。

（脚注1）著しく暑熱な場所

労働者の作業する場所が乾球温度摂氏 40℃、湿球温度摂氏 32.5℃、黒球寒暖計示度摂氏 50℃または感覚温度 32.5℃以上の場所をいう。（昭和 23 年 8 月 12 日付け基発第 1178 号）

1 建設現場の熱中症対策の強化（令和7年6月1日施行）

【改正点】屋内作業場、作業内容に限定せず、熱中症対策が法令で義務付け

労働安全衛生規則612条の2

（熱中症を生ずるおそれのある作業、安衛法22条）

第1項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する作業従事者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する作業従事者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の作業従事者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する作業従事者に対し、当該体制を周知させなければならない。

⇒熱中症の疑いの者いることを報告させる連絡体制

⇒令和8年4月1日の安全衛生法改正に伴い、作業従事者への周知も義務付け。

（説明事項2で解説）

1 建設現場の熱中症対策の強化（令和7年6月1日施行）

【改正点】屋内外作業場、作業内容に限定せず、熱中症対策が法令で義務付け

労働安全衛生規則612条の2

（熱中症を生ずるおそれのある作業、安衛法22条）

第2項

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する作業従事者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

⇒熱中症発症者への初期対応の手順、応急処置の内容

⇒令和8年4月1日の安全衛生法改正に伴い、作業従事者への周知も義務付け。

（説明事項2で解説）

1 建設現場の熱中症対策の強化（令和7年6月1日施行）

【補足説明】暑熱な場所、熱中症を生ずるおそれのある作業について

（通達 令和7年5月20日 基発0520第6号）

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

労働安全衛生規則612条の2
で対象となる作業は、

- ・ WBGT28度以上 又は
- ・ 気温31度以上

の環境下で

- ・ 連続1時間以上 又は
- ・ 1日4時間以上

を超えて実施が見込まれる作業

⇒7～9月の建設業は該当！

結果的に気温が30度、1日の作業が3時間59分であっても無対策では法違反！

（配布リーフレット

「令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます。

職場における熱中症対策の強化について」P.4より抜粋）

1 建設現場の熱中症対策の強化（令和7年6月1日施行）

【具体的取組】それぞれの現場にあった内容、周知方法になっているか確認

人の経路が多い連絡体制は時間を要し、対応が遅れがちです。
熱中症に限定せず、緊急連絡体制を統一し、メールやSNSで周知することも可。



出典：厚生労働省 熱中症ガイド

（例）

リーフレットに掲載のフロー図の例をそのまま周知している、作業場所ごとに作成していない、実効性がないものを記載している事例を非常によく見かけます。

（例）冷凍庫が近くにないのに氷で体を冷やす方法を周知、報告を受ける責任者が出勤しない日がある、搬送先病院が救急に対応しているか確認していない等

初期対応について、「日陰に移動させる」「日陰を作る」対応も、アスファルトや地面は日陰でも日中30～46度になるため、作業場近くに車がある場合はエアコンを全開にし休ませる、水道がある場合は全身を冷却する方法等も案内してください。

1 建設現場の熱中症対策の強化（令和7年6月1日施行）

【具体的取組】 簡単、客観的な方法で熱中症のサインを見逃さない。

(高齢者は暑さを感じにくく、
熱を逃がす体の反応がおくれがち！)

(トイレに掲示しセルフチェック)



熱中症の予備軍 『隠れ脱水症』のを見つけ方

爪押しでセルフチェック



手の親指の爪を逆の指でつまむ



つまんだ指を離したとき、白かった爪の色がピンクに戻るのに3秒以上かかれば脱水症を起こしている可能性があります



Check!

熱中症の予備軍

『隠れ脱水症』の見つけ方

尿の色でセルフチェック

身体の水分量が不足

①	いい感じです。普段通りに水分をとりましょう。	
②	問題はありませんが、もう少し給水しましょう（コップ1杯程度）。	
③	1時間以内に約250mlの水分をとりましょう。 屋外、あるいは発汗していれば500mlの水分をとりましょう。	②～⑤ 水分を補給して 身体の水分量を 回復させましょう
④	今すぐ250mlの水分をとりましょう。 屋外、あるいは発汗していれば500mlの水分をとりましょう。	
⑤	今すぐ1000mlの水分をとりましょう。 この色より濃い、あるいは赤／茶色が混じっているときは、 脱水症状以外の問題が考えられます。すぐに病院に行きましょう。	

建設現場での熱中症対策、マンネリ化、形骸化していませんか？
せっかく購入した熱中症対策ウェアブルデバイス使っていますか？

働く人の
今すぐ使える
熱中症ガイド



令和5年3月 ver 2.0





潤生堂書店

1 建設現場の熱中症対策の強化（令和7年6月1日施行）

【監督署への相談事例等】適切な医療措置を受けていない、労災隠しの疑いも

■ 元方事業者（元請）、下請会社

⇒ペナルティを受けるので、休業災害を出したくない！

- ・作業員が病院を受診し、要休業となったが、テレワーク、事務作業であれば可能と現場判断し、休業させなかった。
- ・病院受診の結果、入院が必要となったが、元請に迷惑がかかるので労働者を解雇し、元請には退職したと説明した。
- ・定期健康診断未実施だが、実施済と報告（私病通院歴を健診実施と報告している事例がある）。

■ 労働者、作業員

⇒元請や発注者に迷惑をかけたくない！

- ・病院を受診したが、健康保険で支払った。
- ・病院をすぐに受診せず、帰宅後症状が悪化した。

2 個人事業者等に対する安全衛生対策（令和8年4月1日施行分）

施行済み

令和9年～

注文者の配慮義務
（施工方法
工期）
R7.5.14～

元方事業者
が講ずべき措置
R8.4.1～

業務上災害
の報告制度
R9.1.1～

有害環境への立入禁止

一部の危険有害な作業に
ついて措置義務、配慮義務
R5.4.1～

注文者
が講ずべき措置
R8.4.1～

個人事業者等自身
が講ずべき措置
R9.4.1～

個人事業者等によ
る労働基準監督署
への申告
R8.4.1～

業種を問わない
混在作業の
連絡調整措置
R9.4.1～

2 個人事業者等に対する安全衛生対策（令和8年4月1日施行分）

用語整理

事業者：事業を行う者で、労働者を使用するもの（安衛法2条）

作業従事者：事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者（安衛法15条）
労働者、法人の代表・役員、個人事業者（個人事業主個人）、
個人事業者の家族従事者を含む。

個人事業者：事業を行う者で、労働者を使用しないもの（安衛法31条の3）
事業者に含まれない。

個人事業者等：事業を行う者で労働者を使用しないもの及び
中小企業の事業主または役員

請負人：個人事業者（個人事業主個人）、下請業者（事業者のうち元請
から業務の一部を請け負うもの）

2 個人事業者等に対する安全衛生対策（令和8年4月1日施行分）

労働安全衛生法（以下「安衛法」）改正の概要

①安衛法第20～25条

事業者が講ずる措置の一部対象に、労働者以外の作業従事者が含まれる。

②安衛法第31条

注文者が講ずる措置の対象に、労働者と同一の場所で仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が含まれる。

③安衛法98条2項（使用停止命令等）

労働基準監督署長は、同条第1項により命じた事項について必要な事項を作業従事者に命ずることができる。

①～③を踏まえ、所要部分の「関係労働者」を「関係作業従事者」に改正。

2 個人事業者等に対する安全衛生対策（令和8年4月1日施行分）

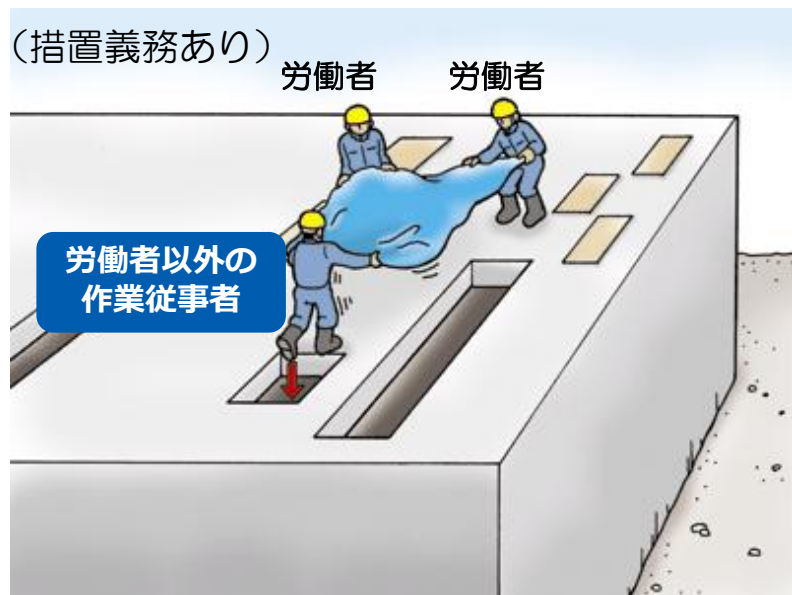
【具体例】高さ2m以上開口部に手すり、覆い等を設けていない場合

■（令和8年4月1日以降）

労働者と「労働者以外の作業従事者」が同一の場所で作業

⇒事業者は開口部に手すり、覆い等を設けなければならない。

※労働者のほか、**労働者以外の作業従事者も設置までの間立入禁止！！**



□（よくある疑問）

「労働者以外の作業従事者」のみが同一の場所で作業

⇒事業者は措置義務はなし。

※民事上責任を問われる可能性あり。

スライド16も参照。



2 個人事業者等に対する安全衛生対策（令和8年4月1日施行分）

【補足説明】「立入禁止」について



（リーフレット「労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等の保護措置が義務付けられます！」より抜粋）

■（令和5年4月1日施行済）
労働安全衛生規則585条1項に
立入禁止についての規定がありますが、
有害環境に限定されます。

- ・ 令和5年4月1日 有害環境に限定
- ・ 令和8年4月1日 各法令違反が是正されるまでの間、
使用停止
作業禁止
立入禁止
となります。



※参照
「個人事業者等の健康
管理に関するガイ
ドライン」



2 個人事業者等に対する安全衛生対策（令和8年4月1日施行分）

【注意①】 **請負人だけ**が行う作業であっても、
一部の危険有害な作業について措置義務、配慮義務あり（令和5年4月1日施行）

① 局所排気装置等の設備の稼働



請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと。（有機溶剤中毒予防規則第18条第3項等）

② 作業方法の周知



特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること。（労働安全衛生規則第592条の3第2項等）

③ 保護具使用の周知



労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること。（労働安全衛生規則第327条第2項等）

【参考】特定化学物質障害予防規則5条

特定第二類物質または管理第二類物質のガス、蒸気、粉じん発生する屋内作業場については、**労働者に限定せず、局所排気装置等の設置が義務付けられています。**

特定第二類物質：ナフタレン、エチレンオキシドなど

管理第二類物質：溶接ヒュームなど

（リーフレット「労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等の保護措置が義務付けられます！」より抜粋）

2 個人事業者等に対する安全衛生対策（令和8年4月1日施行分）

【注意②】「労働者」であるかは「実態」で判断

働き方の自己診断チェックリスト(フリーランス向け)

現在のあなたの働き方について、該当する項目にチェック☑を入れてください。
不明の場合は、空欄のままです。

チェックポイント1 依頼に対する諾否	
委託事業者から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか	A 自分に断る自由がある B 自分に断る自由はない
チェックポイント2 指揮監督	
日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか	A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する B 毎日、委託事業者から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く
チェックポイント3 拘束性	
委託事業者から仕事の就業場所や就業時間(始業・終業)を決められていますか	A 基本的には自分で決められる B 委託事業者から具体的に決められている
チェックポイント4 代替性	
あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか	A 代役を立てることも認められている B 代役を立てることは認められていない
チェックポイント5 報酬の労務対償性	
あなたの報酬はどのように決められていますか	A 受注した仕事の出来高見合い B 日や時間あたりいくらで決まっている
チェックポイント6 資機材等の負担	
仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか	A 自分で用意している B 委託事業者が用意している
チェックポイント7 報酬の額	
同種の仕事に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか	A 正規従業員よりも高額である B 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる
チェックポイント8 専属性	
他の仕事に従事することは可能ですか	A 自由に他の委託事業者の仕事に従事できる B 実質的に他の委託事業者の仕事に制限され、特定の委託事業者の仕事だけに長期にわたって従事している

チェックリストのAに該当する場合、労働者性を否定する方向に働く事情となる
チェックリストのBに該当する場合、労働者性を肯定する方向に働く事情となる

(R6.10)

労働基準法では、「労働者」を「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」（第9条）と規定しています。労働安全衛生法及びじん肺法での「労働者」は労働基準法上の労働者と同義です。

形式上請負、一人親方等であっても、実態で労働者と判断される場合があります。

仕事を依頼している個人事業主が「労働者」に該当するかチェック！

（配布リーフレット
「あなたの働き方を
チェックしてみましょう」より抜粋）



3 配布・関連資料

関連した資料、リーフレット等についてQRコードを読み取り、ご活用ください。

タイトル	説明	サンプル	QRコード
労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて			
個人事業者等の安全衛生対策について	本省HP 本省作成資料、 YouTube説明動画あり		
「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました			
労働基準法における「労働者」とは	労働基準法研究会報告 （労働基準法の「労働者」の判断基準について）（昭和60年12月19日）ほか		
クリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界 一人親方と社員の違いをご存じですか？	国土交通省作成		

タイトル	説明	サンプル	QRコード
熱中症クールワークキャンペーン	厚生労働省作成		
奈良県内の熱中症災害が増！	奈良労働局作成		
令和7年発生の熱中症による労働災害事例	奈良労働局作成		
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド	厚生労働省作成		
元請・下請間等に関するト ラブルの相談窓口	建設業取引適正化センター		